

令和 8 年度

落部地区農業集落排水処理施設
中継マンホールポンプ所更新工事

特 記 仕 様 書
(中継ポンプ所)

令和 8 年 7 月

北海道二海郡八雲町
北海道土地改良事業団体連合会

目 次

第1章	総 則	1
第2章	機械設備一般事項	7
第3章	電気設備一般事項	8
第4章	機器仕様	9
	第1条 入沢中継ポンプ所ポンプ	9
	第2条 駅前中継ポンプ所ポンプ	11
	第3条 第11町内中継ポンプ所ポンプ	13
	第4条 漁港中継ポンプ所ポンプ	15
	第5条 右岸中継ポンプ所ポンプ	17
	第6条 川向中継ポンプ所ポンプ	19
	第7条 動力制御盤	10
	第8条 警報盤(非常通報装置)	22
第5章	配管工事	23

第1章 総 則

第1条 適 用

本特記仕様書は、八雲町落部地区において実施する農業集落排水事業落部地区（入沢・駅前・第11町内・漁港・右岸・川向）中継ポンプ所の械設・電気備工事の施工に適用する。

第2条 工事場所

北海道二世郡八雲町落部地区

第3条 中継ポンプ所の計画概要

1. 入沢中継ポンプ所

ポンプ形式 吸込みスクルー型 口径・出力 65A×1.5kW
吐出量 0.16m³/min 揚 程 4.4m

2. 駅前中継ポンプ所

ポンプ形式 吸込みスクルー型 口径・出力 65A×1.5kW
吐出量 0.27m³/min 揚 程 5.0m

3. 第11町内中継ポンプ所

ポンプ形式 吸込みスクルー型 口径・出力 65A×1.5kW
吐出量 0.16m³/min 揚 程 7.0m

4. 漁港中継ポンプ所

ポンプ形式 吸込みスクルー型 口径・出力 65A×1.5kW
吐出量 0.26m³/min 揚 程 6.9m

5. 右岸中継ポンプ所

ポンプ形式 吸込みスクルー型 口径・出力 80A×1.5kW
吐出量 0.64m³/min 揚 程 5.1m

6. 川向中継ポンプ所

ポンプ形式 吸込みスクルー型 口径・出力 65A×1.5kW
吐出量 0.29m³/min 揚 程 9.4m

7. 工事概要

- ・既設中継ポンプ所のポンプ、内部配管の一部撤去更新
- ・既設中継ポンプ所の動力制御盤と警報盤(非常通報装置含む)の撤去更新
- ・装柱電線管と埋設電線管の撤去更新

(電線管内のケーブルについては、更新対象以外再使用とする。)

(埋設電線管の更新にあたり、土工・舗装取壊し、復旧・支障物の撤去再設置発生)

- ・更新工事中の仮設については、バキューム車で対応(1箇所4日間程度)

第4条 請負人の責任

1. 工事の施工に当たっては、各種準拠法令・技術基準・規格を遵守しなければならない。
2. 特記仕様書・共通仕様書に明記されていない事項については、請負人が十分検討の上、監督員と協議し決定するものとする。
3. 本工事において据付けた機器類の供用開始後2年以内に生じた故障や損傷については請負人の負担によって復旧しなければならない。但し、請負人の責に帰し難い誤操作や天災等による場合はその限りではない。

第5条 仕様書等の優先順位

本工事施工に当たって、仕様書等の優先順位は下記による。

1. 現場説明及び質疑応答
2. 監督員の指示
3. 特記仕様書
4. 設計図書
5. 北海道農業土木工事標準仕様書
6. 各種標準仕様書並びに示方書

第6条 監督員の立会い

各工種の施工工程に移行する前に監督員立会いを受け確認後、次の工程に移ること。

第7条 検査等

1. 本工事に使用する資材等は、設計図書に示されているものを使用し、「JIS 規格品」と指定された材料については、ミルシール等の提示をもって、検査または試験に代える。
2. 用品（機器）については、製作者の検査成績及び合格証等により検査とするが、監督員の指示があった場合は、検査担当者による製作工場検査としなければならない。
3. 製作品については、製作承認図に基づき製作工場において社内の検査を実施し検査合格後、検査成績表を監督員に提出し承認を得るものとするが、監督員の指示があった場合は、発注者の指名した検査担当者による製作工場検査を行う。
4. 工事の施工は、あらかじめ監督員の指定した工程に達したとき、監督員の立会いのもとで施工検査を行い、監督員の承認を得ることを原則とし、その後次の工程に進むものとする。

第8条 工事記録写真撮影

1. 撮影箇所

- (1) 工種別の施工前、中、後の写真は、同一方向から対比できるように撮影する。
- (2) 起終点の明確なものは、ポール、スケール等を立て、位置、寸法表示を行う。

2. 写真の種類

- (1) 原則としてカラー撮影とする。
- (2) サイズは、サービス判の大きさを標準とする。
- (3) 写真帳の大きさは、A4アルバムとする。
- (4) 写真撮影後、ネガブックにベタ焼きを整理（デジカメの場合はCD保存）して、工事進行が解る様にしておき、監督員との打合せの上必要な写真をサービス判に焼き増しし、アルバムを整理する。

第9条 第三者に対する措置

請負者は工事の為、付近の建物または構造物に沈下や亀裂等損害が発生するおそれがあると予想される時、及び損害が発生した時は、監督員の立会いを受けて、請負者の負担において必要な図面写真等の資料を作成し監督員に提出しなければならない。又、損害が発生した時は監督員に関係資料を提出して対策を協議しなければならない。

第10条 設計変更

請負者は工事契約後、設計変更しなければならない事項が発生した場合の設計変更部分の施工は、契約変更手続き完了後に着手する事を原則とする。
やむを得ない時は、監督員の指示に従い工事打ち合わせ簿による処理を行った後、事前着工することができる。但し、軽微な変更については請負者の負担とする。

第 1 1 条 工事の促進

1. 工程表を作成し、それに基づき工程管理を行う。
2. 疑問点、先行工事等は、監督員と事前打ち合わせを行い施工する。
3. 安全衛生に関しては、安全計画をたて組織編成を行い、その促進をはかる。
4. 資材、機器材料等については、工程計画に基づき事前に十分な調査、確認を行い、現地搬入し、品質管理を十分に行い施工する。
5. 施工計画を作成し監督員と十分に打ち合わせを行い又作業責任者、作業員にも施工内容を周知徹底させて工事を促進する。
6. 施工図に関しては、現況を十分に把握し現地測定及び墨出し等を行った後作成し、監督員とも十分に打ち合わせを行い、施工にあたる。
7. 施工中の水処理について、維持管理業者と連携をとり放流水質に影響を及さないよう配慮する。

第 1 2 条 試運転

工事完了に伴い、各装置の試運転を行う人材を適切に配置し、その業務にあたらせる。また、試運転要領書に関する書類は試運転前に監督員及び各担当施工者と打ち合わせを行い、別途提出すること。

第 1 3 条 使用材料

本工事に使用する材料は、上記仕様書等及び設計図書によって選定し、「使用材料発注先調書」を提出し、監督員の承認を得るものとする。

又、製作を要するものについては、製作図書を提出し、承認を受け製作する。

なお、材料選定にあたって設計図書に記載されているもの以外を使用する場合はその理由を明確にし、使用機器リストを提出して、監督員の承認を得るものとする。

第 1 4 条 承諾図書

本工事における契約締結後速やかに主任技術者等担当技術員を八雲町に派遣し、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細に打合せを行い、その結果をまとめて承諾図として提出し、八雲町の承諾を得ることとする。

(提出部数 2 部)

第15条 竣工時提出物

1. 竣工図書（施工図、承認図、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、施工計画書、議事録及び指示書、材料検査簿、工程管理、出来形管理等）
2. 運転要領書（取扱説明書）
3. その他監督員の指示するもの

第16条 正式引渡し

1. 本工事の正式引渡しは、竣工検査後とする。
2. 運転調整等については監督員と請負人の協議により実施すること。

第17条 本工事特記事項

1. 本工事で発生する産業廃棄物は、指定産業廃棄物処理場へ搬送し、処分を行うものとする。ただし、有価物となる撤去機器類、架台類、配管（鋼管）、盤類等は、監督員の指示する場所に集積し養生・保管するものとする。
また、当現場においては、塩ビ管・合成樹脂管については廃棄処分とする。
2. 本工事は、稼働中の施設内での作業であるため、維持管理者と連携を図り水処理施設の運転に積極的に協力すること。

第2章 機械設備一般事項

第1条 本設備に使用する機械・器具の製造に用いる、部品、材料は全て次の規格及び基準に適合したものでなければならない。

日本工業規格	JIS
日本電気工業界標準規格	JEM
日本電線工業会標準規格	JCS
給排水、空調設備規格	
し尿浄化槽構造基準	
農業集落排水基準	
その他関係法規	

第2条 本設備の機械器具は、工場製作完了後、原則として監督員の指示により製造工場で仮組立を行い、検査、試験を行う。ただし仮組立については監督員と協議の上、部品検査のみとし、他は省略できるものとする。又、原動機・水中ポンプ・ブロワー等汎用製品のものについては監督員と協議の上、製造者工場試験成績を添付して、検査を省略することができる。

第3条 機械設備の添付・配置は、特記仕様書・設計図書並びに現場を熟知の上、詳細はこの内容を把握し、疑義を正すと共に、処理施設の性能を十分に発揮できるよう配慮しなければならない。

第4条 据付完了時、監督員の指示により現地性能試験を行わなければならない。

第5条 機械設備は、全塗装を行うものとするが、SUS製品及び樹脂製品はこの限りではない。塗装要領は、下記のとおりとする。

露出部	錆止め1回の上調合ペイント2回塗り
-----	-------------------

ただし、原動機・水中ポンプ・ブロワー等汎用製品については、監督員と協議の上、上記塗装仕様を変更することができる。塗装仕上がり色は監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

第3章 電気設備一般事項

第1条 本設備に使用する機械・器具の製造に用いる部品、材料は全て次の規格及び標準に適合したものでなければならない。

1. 日本工業規格（JIS）
2. 日本電気工業会規格（JEM）
3. 日本電線工業会標準規格（JCS）
4. 日本水道協会規格（JWWA）
5. 給排水、空調設備規格
6. 電気通信事業法
7. 内線規程
8. し尿浄化槽構造基準
9. その他関係法規

第2条 電気設備付属品

1. 各機器の付属品は、本仕様書及び特記仕様書に記載されているもののほか、運転上及び保守上具備すべきものはすべて付属とすること。
2. 付属品は長期間の保存に適するよう厳重に包装し、付属品リストには、内容品の種類及び数量を注記すほか、保管上の注意事項を明記すること。
3. 仕様書に記載していない部分であって1ヶ年以内に消耗すると思われるものは、原則として1ヶ年分を付属とする。

第3条 電気設備塗装

1. 盤の塗装はメラミン樹脂の半つや仕上げとする。ただし、屋外盤、及び環境条件の悪い場所に設置する盤の塗装は盤内外面共ポリウレタン樹脂またはエポキシ樹脂の全つや仕上げとする。
2. ハンドル把手は塗装等を施し錆が発生しないよう処理すること。ハンドル把手の塗装はポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げとする。
3. 前項により難しい場合は同等以上のもので耐食に優れた塗装等を使用すること。
4. フレームその他の鉄部分はボンデライズ、パーカーライズなど十分な下地処理を行ったうえ、下塗り（1回）、仕上塗り（1回）を施すこと。
ただし、焼付塗装以外の方法による場合は、外面に露出する部分には、上記の内仕上塗りを2回とし、内1回は現地組立据付後行うことができる。
5. 塗色は、打合せによる。
（JEM-1135、JEM-1425 準拠）

第4章 機器仕様

第1条 入沢中継ポンプ所ポンプ

1. 概要

本ポンプは、流入汚水を圧送するためのものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 形式	着脱式水中汚水汚物ポンプ	吸込みスクルー型
(2) 口径	65 mm ϕ	
(3) 吐出量	0.16 m ³ /分	
(4) 全揚程	4.4 m	
(5) 電動機出力	1.5 kW	
(6) 電源	200V $\times$ 50 Hz	
(7) 数量	2台	

3. 構造

- (1) ポンプは連続運転に耐える十分な強度を有するとともに耐蝕性、耐摩耗性に富む堅牢なもので広い運転範囲にわたり安定した性能を有するもので、運転時振動や騒音が少ない円滑な運転ができるとともに揚程の変動に対しても電動機の過負荷、キャビテーションの発生等がないものとする。
- (2) ポンプケーシングは良質の鋳鉄製でうず巻とし、鋳肌滑らかなものとし、ポンプ停止時の水撃にも十分な耐圧強度を有するとともに腐蝕、摩耗等に対しても十分余裕のある肉厚のあるものとし、保守点検、分解、組立に便利な構造のものとする。
- (3) 羽根車は鋳鉄製の無閉塞形で、耐蝕性、耐摩耗性に富む静的、動的に完全にバランスがとれ、安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼棒とし、動力伝達と危険速度とを考慮した十分な強度を有する精密仕上げを施したものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等のおそれがない耐久力のあるもので、推力に対しても十分な容量を有するものとする。

4. 主要部材質

ポンプケーシング	FC200 以上
羽 根 車	SCS13 以上
シャフト	SUS420J2 又は SUS403
着脱装置	FC200 以上
ガイドパイプ	SUS304
予旋回用ベルマウス	SUS304

5. 保護装置

サーマルプロテクタ
浸水検知器

6. 付属品、予備品（1 台に付）

着脱装置	1 式
水中ケーブル（約 20m）	1 式
ガイドパイプ(SUS304)	1 式
ガイドホルダ(SUS304)	1 式
アンカーボルト・ナット（SUS304）	1 式
吊上用チェーン・フック（SUS304）	1 式
分解工具（水中ポンプ全台に付）	1 式
その他必要なもの	1 式

7. その他

- (1) 予旋回槽は既設流用とし、ベルマウスが既設予旋回槽の中心位置すること。
- (2) ポンプの気中連続運転が可能であること。

第2条 駅前中継ポンプ所ポンプ

1. 概 要

本ポンプは、流入汚水を圧送するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	着脱式水中汚水汚物ポンプ	吸込みスクルー型
(2) 口 径	65 mm ϕ	
(3) 吐 出 量	0.27 m ³ /分	
(4) 全 揚 程	5.0 m	
(5) 電動機出力	1.5 kW	
(6) 電 源	200V×50 Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 構 造

- (1) ポンプは連続運転に耐える十分な強度を有するとともに耐蝕性、耐摩耗性に富む堅牢なもので広い運転範囲にわたり安定した性能を有するもので、運転時振動や騒音が少ない円滑な運転ができるとともに揚程の変動に対しても電動機の過負荷、キャビテーションの発生等がないものとする。
- (2) ポンプケーシングは良質の鋳鉄製でうず巻とし、鋳肌滑らかなものとし、ポンプ停止時の水撃にも十分な耐圧強度を有するとともに腐蝕、摩耗等に対しても十分余裕のある肉厚のあるものとし、保守点検、分解、組立に便利な構造のものとする。
- (3) 羽根車は鋳鉄製の無閉塞形で、耐蝕性、耐摩耗性に富む静的、動的に完全にバランスがとれ、安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼棒とし、動力伝達と危険速度とを考慮した十分な強度を有する精密仕上げを施したものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等のおそれがない耐久力のあるもので、推力に対しても十分な容量を有するものとする。

4. 主要部材質

ポンプケーシング	FC200 以上
羽 根 車	SCS13 以上
シャフト	SUS420J2 又は SUS403
着脱装置	FC200 以上
ガイドパイプ	SUS304
予旋回用ベルマウス	SUS304

5. 保護装置

サーマルプロテクタ
浸水検知器

6. 付属品、予備品（1 台に付）

着脱装置	1 式
水中ケーブル（約 20m）	1 式
アンカーボルト・ナット（SUS304）	1 式
吊上用チェーン・フック（SUS304）	1 式
分解工具（水中ポンプ全台に付）	1 式
その他必要なもの	1 式

7. その他

- (1) 予旋回槽は既設流用とし、ベルマウスが既設予旋回槽の中心位置すること。
- (2) ポンプの気中連続運転が可能であること。

第3条 第11町内中継ポンプ所ポンプ

1. 概 要

本ポンプは、流入汚水を圧送するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	着脱式水中汚水汚物ポンプ	吸込みスクルー型
(2) 口 径	65 mm ϕ	
(3) 吐 出 量	0.16 m ³ /分	
(4) 全 揚 程	7.0 m	
(5) 電動機出力	1.5 kW	
(6) 電 源	200V×50 Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 構 造

- (1) ポンプは連続運転に耐える十分な強度を有するとともに耐蝕性、耐摩耗性に富む堅牢なもので広い運転範囲にわたり安定した性能を有するもので、運転時振動や騒音が少ない円滑な運転ができるとともに揚程の変動に対しても電動機の過負荷、キャビテーションの発生等がないものとする。
- (2) ポンプケーシングは良質の鋳鉄製でうず巻とし、鋳肌滑らかなものとし、ポンプ停止時の水撃にも十分な耐圧強度を有するとともに腐蝕、摩耗等に対しても十分余裕のある肉厚のあるものとし、保守点検、分解、組立に便利な構造のものとする。
- (3) 羽根車は鋳鉄製の無閉塞形で、耐蝕性、耐摩耗性に富む静的、動的に完全にバランスがとれ、安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼棒とし、動力伝達と危険速度とを考慮した十分な強度を有する精密仕上げを施したものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等のおそれがない耐久力のあるもので、推力に対しても十分な容量を有するものとする。

4. 主要部材質

ポンプケーシング	FC200 以上
羽 根 車	SCS13 以上
シャフト	SUS420J2 又は SUS403
着脱装置	FC200 以上
ガイドパイプ	SUS304
予旋回用ベルマウス	SUS304

5. 保護装置

サーマルプロテクタ
浸水検知器

6. 付属品、予備品（1 台に付）

着脱装置	1 式
水中ケーブル（約 20m）	1 式
アンカーボルト・ナット（SUS304）	1 式
吊上用チェーン・フック（SUS304）	1 式
分解工具（水中ポンプ全台に付）	1 式
その他必要なもの	1 式

7. その他

- (1) 予旋回槽は既設流用とし、ベルマウスが既設予旋回槽の中心位置すること。
- (2) ポンプの気中連続運転が可能であること。

第4条 漁港中継ポンプ所ポンプ

1. 概 要

本ポンプは、流入汚水を圧送するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	着脱式水中汚水汚物ポンプ	吸込みスクルー型
(2) 口 径	65 mm ϕ	
(3) 吐 出 量	0.26 m ³ /分	
(4) 全 揚 程	6.9 m	
(5) 電動機出力	1.5 kW	
(6) 電 源	200V×50 Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 構 造

- (1) ポンプは連続運転に耐える十分な強度を有するとともに耐蝕性、耐摩耗性に富む堅牢なもので広い運転範囲にわたり安定した性能を有するもので、運転時振動や騒音が少ない円滑な運転ができるとともに揚程の変動に対しても電動機の過負荷、キャビテーションの発生等がないものとする。
- (2) ポンプケーシングは良質の鋳鉄製でうず巻とし、鋳肌滑らかなものとし、ポンプ停止時の水撃にも十分な耐圧強度を有するとともに腐蝕、摩耗等に対しても十分余裕のある肉厚のあるものとし、保守点検、分解、組立に便利な構造のものとする。
- (3) 羽根車は鋳鉄製の無閉塞形で、耐蝕性、耐摩耗性に富む静的、動的に完全にバランスがとれ、安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼棒とし、動力伝達と危険速度とを考慮した十分な強度を有する精密仕上げを施したものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等のおそれがない耐久力のあるもので、推力に対しても十分な容量を有するものとする。

4. 主要部材質

ポンプケーシング	FC200 以上
羽 根 車	SCS13 以上
シャフト	SUS420J2 又は SUS403
着脱装置	FC200 以上
ガイドパイプ	SUS304
予旋回用ベルマウス	SUS304

5. 保護装置

サーマルプロテクタ
浸水検知器

6. 付属品、予備品（1 台に付）

着脱装置	1 式
水中ケーブル（約 30m）	1 式
アンカーボルト・ナット（SUS304）	1 式
吊上用チェーン・フック（SUS304）	1 式
分解工具（水中ポンプ全台に付）	1 式
その他必要なもの	1 式

7. その他

- (1) 予旋回槽は既設流用とし、ベルマウスが既設予旋回槽の中心位置すること。
- (2) ポンプの気中連続運転が可能であること。

第5条 右岸中継ポンプ所ポンプ

1. 概 要

本ポンプは、流入汚水を圧送するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	着脱式水中汚水汚物ポンプ	吸込みスクルー型
(2) 口 径	80 mm ϕ	
(3) 吐 出 量	0.64 m ³ /分	
(4) 全 揚 程	5.1 m	
(5) 電動機出力	1.5 kW	
(6) 電 源	200V×50 Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 構 造

- (1) ポンプは連続運転に耐える十分な強度を有するとともに耐蝕性、耐摩耗性に富む堅牢なもので広い運転範囲にわたり安定した性能を有するもので、運転時振動や騒音が少ない円滑な運転ができるとともに揚程の変動に対しても電動機の過負荷、キャビテーションの発生等がないものとする。
- (2) ポンプケーシングは良質の鋳鉄製でうず巻とし、鋳肌滑らかなものとし、ポンプ停止時の水撃にも十分な耐圧強度を有するとともに腐蝕、摩耗等に対しても十分余裕のある肉厚のあるものとし、保守点検、分解、組立に便利な構造のものとする。
- (3) 羽根車は鋳鉄製の無閉塞形で、耐蝕性、耐摩耗性に富む静的、動的に完全にバランスがとれ、安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼棒とし、動力伝達と危険速度とを考慮した十分な強度を有する精密仕上げを施したものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等のおそれがない耐久力のあるもので、推力に対しても十分な容量を有するものとする。

4. 主要部材質

ポンプケーシング	FC200 以上
羽 根 車	SCS13 以上
シャフト	SUS420J2 又は SUS403
着脱装置	FC200 以上
ガイドパイプ	SUS304
予旋回用ベルマウス	SUS304

5. 保護装置

サーマルプロテクタ
浸水検知器

6. 付属品、予備品（1 台に付）

着脱装置	1 式
水中ケーブル（約 20m）	1 式
アンカーボルト・ナット（SUS304）	1 式
吊上用チェーン・フック（SUS304）	1 式
分解工具（水中ポンプ全台に付）	1 式
その他必要なもの	1 式

7. その他

- (1) 予旋回槽は既設流用とし、ベルマウスが既設予旋回槽の中心位置すること。
- (2) ポンプの気中連続運転が可能であること。

第6条 川向中継ポンプ所ポンプ

1. 概 要

本ポンプは、流入汚水を圧送するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	着脱式水中汚水汚物ポンプ	吸込みスクルー型
(2) 口 径	65 mm ϕ	
(3) 吐 出 量	0.29 m ³ /分	
(4) 全 揚 程	9.4 m	
(5) 電動機出力	1.5 kW	
(6) 電 源	200V×50 Hz	
(7) 数 量	2 台	

3. 構 造

- (1) ポンプは連続運転に耐える十分な強度を有するとともに耐蝕性、耐摩耗性に富む堅牢なもので広い運転範囲にわたり安定した性能を有するもので、運転時振動や騒音が少ない円滑な運転ができるとともに揚程の変動に対しても電動機の過負荷、キャビテーションの発生等がないものとする。
- (2) ポンプケーシングは良質の鋳鉄製でうず巻とし、鋳肌滑らかなものとし、ポンプ停止時の水撃にも十分な耐圧強度を有するとともに腐蝕、摩耗等に対しても十分余裕のある肉厚のあるものとし、保守点検、分解、組立に便利な構造のものとする。
- (3) 羽根車は鋳鉄製の無閉塞形で、耐蝕性、耐摩耗性に富む静的、動的に完全にバランスがとれ、安定した性能を発揮するものとする。
- (4) 主軸は強靱な良質のステンレス鋼棒とし、動力伝達と危険速度とを考慮した十分な強度を有する精密仕上げを施したものとする。
- (5) 軸受は荷重に対して最適な構造の十分な支持容量を有するもので、潤滑が完全な過熱等のおそれがない耐久力のあるもので、推力に対しても十分な容量を有するものとする。

4. 主要部材質

ポンプケーシング	FC200 以上
羽 根 車	SCS13 以上
シャフト	SUS420J2 又は SUS403
着脱装置	FC200 以上
ガイドパイプ	SUS304
予旋回用ベルマウス	SUS304

5. 保護装置

サーマルプロテクタ
浸水検知器

6. 付属品、予備品（1 台に付）

着脱装置	1 式
水中ケーブル（約 20m）	1 式
アンカーボルト・ナット（SUS304）	1 式
吊上用チェーン・フック（SUS304）	1 式
分解工具（水中ポンプ全台に付）	1 式
その他必要なもの	1 式

7. その他

- (1) 予旋回槽は既設流用とし、ベルマウスが既設予旋回槽の中心位置すること。
- (2) ポンプの気中連続運転が可能であること。

第7条 動力制御盤

1. 概 要

本装置は、中継ポンプ所の運転・操作・制御を行うものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	屋外装柱形	
(2) 寸 法	W700 × H1,400 × D400	参考
(3) 材 質	SUS 製	
(4) 電 源	3φ×3W×200V, 1φ×2W×100V	
(5) 数 量	6面(各ポンプ所 1面)	
(6) 盤面取付機器	名称銘板 1 式 交流電流計 2 台 集合表示灯 2 台 運転時間計 2 台 運転回数計 2 台 切替スイッチ(COS) 2 台 操作スイッチ(CS) 2 台 押釦スイッチ 2 台	
(7) 盤内取付機器	単線結線図より選定する。	

3. 付属品

スペースヒーター 1 式、蛍光灯 1 式、コンセント 1 式

その他必要なもの

第8条 警報盤(非常通報装置)

1. 概 要

本装置は、中継ポンプ所の運転管理及び異常が発生した時に管理者に通報するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	屋外装柱形	
(2) 寸 法	W600 × H900 × D300	参考
(3) 材 質	SUS 製	
(4) 電 源	3φ×3W×200V	
(5) 数 量	6面(各ポンプ所 1面)	
(6) 盤面取付機器	電話通報装置 NCU(NTT 網制御装置) 3 台 電話機 1 台 保安器取付スペース 1 式	

3. 付属品

その他必要なもの

第5章 配管工事

本工事に使用する材料は、以下の規格にあったものとし、規格にない材料は、下記の規格に準ずるものを使用し、監督員の承認を受ける。

(1) 配管材料

1) 直管 配管用ステンレス鋼鋼管 SUS304TP sch20、40 JIS G 3459

2) 継手 ステンレス鋼管継手 JIS G 116
ねじ込み継手 sch40 フランジ継手 sch20

(2) 塗装

1) ステンレス、合成樹脂製の配管は塗装しないものとする。

(3) 施工

- 1) 配管継手は、原則として 40A 以下はネジ込み継手とし、50A 以上は溶接継手とする。
- 2) フランジは原則として JIS 10k を標準とし（機器に付属する相フランジは除く）、それ以外の場合は監督員の承諾を受ける。
- 3) ボール弁、逆止弁についても 2) と同様とする。